

序に抗議すると述べているわけなんです。

もしそうでなければ、これは外務省の架空の機密費という形の、にせの、予算をとるための資料ではないかとも想定されるわけなんです。ここに、内閣官房長官あてに、例えば報償費の請求書がございすけれども、目的を書く欄がございせん。ですから、これは、架空の報償費を得るための便宜的な申請書をそのまま新聞に載せられたのではないかと私は想像するわけなんです。こういうことが果たして実際にあるのかないのか、その辺のことを担当の方に聞きたいと思ひます。

○木藤政府参考人 朝日新聞の当該報道は承知しておるところでございます。

従来から、内部文書として報道された文書につきましては、本日に当庁の作成に係る文書か否かを確認するということにつきましては差し控えておりますので、御指摘の報道に係る文書につきましては、当庁の作成文書かどうかを確認することには差し控えていただきたいと思います。このように考えられております。したがって、その文書に掲載された報償費の支払いの点につきましては、答弁を差し控えていただきたいと思います。

ただ、一般的なこととして申し上げますと、当庁には報償費という予算科目はないわけでございます。公安調査官が調査活動をするための経費としましては、公安調査官調査活動費というものが認められておるわけでございます。その調査活動費の執行は、もとより適正に行つておるところでございます。会計検査院の検査を受けておりますけれども、特段の指摘は受けておりません。

○大島(令)分科員 時間が無いということで、きょうは三十分の限られた時間の中で、私も初めての質問でございます。一生懸命調べましたけれども、ほとんどの答弁が、答弁は控えない、そして一般論でということでございますが、私たち国会議員が、この委員会の運営もすべて私たちの税金でやっている、皆さんも私も税金で生活している立場である以上、答弁できないとか一般論で済まされるような問題ではないと私は思つておるわけなんです。

ぜひ、法務省や外務省がもう少し国民の前に道を開いて、私たちにいろいろな情報を明らかにする中で、必要なものは使うという姿勢でやはり進めていただきたいと思います意見を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○宮本主査 これにて大島令子君の質疑は終了いたしました。

次に、西村眞悟君。

○西村分科員 正反対の立場からの質問で、政府も大変ですね。

教科書からいきます。衛藤副大臣が来られていますが。時間を割いていただいて、ありがとうございます。

歴史教科書の問題について、中国政府から、特定の教科書の検定不合格、そして出版停止を求められてきております。中国政府の声明は、要旨はこのとおりでございます。

中国政府と人民は、日本国内で最近教科書に絡みあらわれている動向を極めて注視しているものである。指摘すべきは、日本の右翼団体が周到な用意のもとに、皇国史観を高く宣伝し、侵略の歴史を否定、美化する目的で歴史教科書をつくり上げていくことである。仮に修正を経たとしても、反動的でためらぬ本質は変えることができない。

こういうふうな声明を發して冒頭の要求をしております。

それに対して外務省の局長は、内政干渉ではない、内政干渉というものは、国際法上他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入つて、強制的に相手国を自国に従わせることであると定義した上で、内政干渉ではないという答弁をしております。

ちなみに、この教科書の検定不合格、出版停止を要求した国家は、アメリカから人権抑圧を指摘されたことに対して、それは内政干渉であると強く反発している国家でございます。

銭感覚が麻痺していると同時に、国家の主権というものに対する感覚も麻痺しているのだと思ひます。わざるを得ないし、心ある日本国民は思つておると思ひます。しかしながら、この局長の定義と内政干渉であるか否かをここで議論するのはな

く、大臣にぜひこの点は確認していただきたい問題だけを限られた時間の中で申し上げます。自国の歴史を子供たちにかに伝えるかは、国家の将来にとって重大な事項である。その上に立つて、国際法上、教育というものは、我が国が自由に処理し得るとされている領域にある問題である。この二つの立論については大臣は御賛同をいただけますか。

○衛藤副大臣 西村眞悟委員にお答えいたします。

その点については、全くそのとおりであります。

○西村分科員 教育が国際法上、自国の自由に処理し得る領域にあるということでございます。そして冒頭に読み上げた中国政府の声明は、まさに国際法上自国が、我が国が自由に処理し得る領域に關しての政府の公式の声明であるということ。自国が国際法上自由に処理し得る領域といたすのは、言葉をかえて言えば主権の領域でございます。したがって、中国政府は、我が国の主権の領域に立ち入つた要求をしているということが

一点確認されるわけでございます。

さて次に、我が国民は、特定の教科書が検定前にどういふ内容であるかというものは一切知ることができません。それが検定という制度の本質でございます。しかしながら、中国政府は検定前の教科書を手に入れている、あの声明を見れば人手にしている。それもガセネタではなくて、これが真実な検定前の教科書であるというふうな確認をした上で、その声明を發しておると言わざるを得ないの

でございます。

のか、それとも外務省は関与されていないとするならば、だれがこの教科書を渡したのか。もしくは、中国政府が我が国内でその教科書を手に入れているのか。

これだけの声明、我が国の主権の範囲にある問題に關して外国がこのような声明をする以上、入手経路について中国当局にたまたましたか。また、外務省の中で渡した者がいるかどうか確認いたされたいでしょうか。

○衛藤副大臣 西村委員にお答えいたします。

まず内政干渉の問題であります。御案内のとおり、過般の国会審議におきまして、当時の政府委員、条約局長が、国際法上の内政干渉、こういった概念規定について言及してあります。一般には、国際法上他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入つて、強制的にその国を自国の意思に従わせようとするものと解されておられて、命令的な関与または介入という言葉であらわされることとございます。こういう指摘がござい

ます。

この観点から申し上げたいのでありますが、まず、今御指摘のありました教科書の問題であり、外務省の職員をして本件につきましても中国側に、その検定中の教科書の内容についてそれを中国側に知らしめた、そういうことは一切ございません。

それから、どういふ入手経路かということですが、御案内のとおり、検定委員は数名いらっしゃるわけでありまして、また数名の方がさ

また、そのようなことをさせてはなりません。

○西村分科員 矛盾されており、教育は、我が国が、国際法上自由で処理するとされている事項の中にある、このことを副大臣は先ほど同意され、そのとおりだ、これ以外に答えはない、したがってそのとおりと言われた。そして、中国の声明は、歴史教科書出版停止しろ、でたらめだ。まさに我が国の教育、自由で処理するとされている領域の中に彼らは入っている、その問題を言挙げしている、これを確認したのです。

さて、我が国民は知らない、中国政府は知っている、先ほどの声明のように口汚く我が国の歴史教科書の問題について触れてきた。我が国民は反論できない。中国は、外国は知っている、我が国民は知らない。しかも、それは我が国民が子供たちに教えるために使う教科書である。こういうふうな構造の中で、まさに、反論できないということ自体が強制なんだ、そうなるのです。外務省の局長は、強制的という言葉を入れていることよって、内政干渉ではないという理論を組み立てた。武器をもって脅迫するというふうな強制ではない。しかし、人が反論できない、日本国民が反論できない問題に関して、まさに日本国民の教科書に関して、中国がそれを事前に知っていて言ってくるということは、まさに主権の侵害であり内政干渉なんだ、強制的なんだ。これをそうではないとする外務省は、もはや外交の魂を売り渡したのだ。

なぜなら、中国政府自身が、自国の人権抑圧に関してそれは内政干渉だと言っている。我が国の教科書に関して、こういうふうなことを我が国の教科書に関して言ってきたという事態に遭遇して、静観するのは何事だ。政治的効果として、我が国は中国に屈服するのだというサインにはかならない、私はそのように思います。副大臣が、主権侵害ではない、させてはならないというふうに言われまじた。させてはならないのです。しかし、私の認識では、もう既にさせているのです。

ところで、外務省もいろいろな文書を扱っておられるからいろいろな配慮もあって、近隣諸国条項というのがある。国家が義務を負うときには、条約は我が国会の承認を経るはずだ。近隣諸国条項なんて国会で承認されたこともない。これは対外的に何ら効力を発しない、我が国の内部規定である。我が国がこれによって諸外国に何ら義務を負っているのか否か、我が国の歴史教科書をつくる際に他の国の言いなりにならねばならないという義務を負っているのかどうか、我が国家にそういう義務があるのかどうか。副大臣、どうですか。

○衛藤副大臣 近隣諸国条項は、まさに御指摘のとおりだろと思っております。

また、明確にしておきたいのでありますが、中国と韓国におきましては、平成十四年度に使用するために現在検定を受けている中学校歴史教科書について、中国外交部スポークスマンや韓国の外交通商部長官などが関心と懸念を表明してきておるわけであります。現に二月二十七日には、江沢民国家主席から中曽根元総理に対して、教科書問題についての配慮を願いたい旨の発言もありました。また、二月二十八日には李廷彬韓国外交通商部長官から我が方の寺田在韓大使に対し、我が国の歴史教科書検定に関し韓国側の懸念の表明があった。

関心や懸念あるいは配慮をお願いしたいということでありまして、今西村委員が御指摘のような形で内政干渉、こういうふうなことに結びつけないか、このように申し上げたいと思っております。

○西村分科員 最後に確認させていただきます。

外務省は、この我が国民の歴史教科書に、教育という領域に、いやしくも主権の侵害及び内政干渉という事態を断じて容認することはできない、これは確認させていただいてよろしゅうございますか。

○衛藤副大臣 西村委員にお答えいたします。

全くそのとおりでありまして、教科書の検定等々につきまして、他国の政府をして我が国の主権を侵害させるとかさせないとか、そういうことは論外でありまして、断じて外務省としては、そのようなことに対しては頑として措置をとりません。主権の侵害はさせません。それははっきり申し上げます。

○西村分科員 お時間をいただいてありがとうございます。

さて次に、文部大臣に。中国の教科書は日本のことをめちやくちや教えおる。こんな残酷なことをしたんだ、そしてそれを血をかぶりながら打ち負かした中国共産党政権はまさに輝ける政権なんだということに六歳の子供から教え続けておるんですね。これは質問じゃないです、通告していませんから。こういうふうなことを六歳のときから教えられた人間が、日本に大量にきている。日本人に対しては、こういう残酷なことを自国の中国にした人民に対しては、何をしてもいいんだ、これが案外、不法入国者を含めて、日本で中国人犯罪の増加を来している精神的な前提にあるのではないかなというふうには思っております。

したがって、我が国の治安維持の問題に、もしもゆゆしき問題である。隣国は我が国の歴史教科書に対してとやかく言っております。しかし、その隣国は我が国のことを、みずからの歴史教科書によつて、残酷非道な民族であるということをいまだに教え続けておる。我が国の治安維持の観点からも重大な関心を持っていただきたいと存じます。

さて、先日の法務委員会で行いましたJR東日本に対する過激派の浸透の問題を、もう少し発展せしめて質問させていただきます。

警備局長の答弁では、JR総連、JR東労組における革マル派組織の実態について説明を進めてきたところである、これまでのこうした警察活動を通じて、警察としては、JR総連、JR東労組に対し革マル派が相当浸透しているというふうに見ているところである、そして、これからも極左暴力集団の調査監視を、アジトの摘発を進めるのだというふうに答弁されております。

この事実を受けて御質問させていただきます。革マル派は非常に盗聴技術にたけた集団でございます。練馬アジトの捜索では、監視庁、監視総監及び警察庁長官宅の盗聴も可能であったことがわかっております。

革マルが怖いというふうに言われております。みんな口に出しません、運輸行政に携わった人、JR東日本の会社幹部等々は、革マルが怖いんだと思っております。事実、だれもが、完全民営化に向けた過程の中で、この質問をしない。この質問をするという私のところにも、家族及び事務所は、革マルがそういう集団だから気をつけるように指示された方がいるという、本当にその筋からのアドバイスがある。こういう中で会社側に何が起ころうか。こういうことが起ころうか。

JR東日本の会社幹部は、官僚主義と身の保身から、JR東労組をよい組合だと言つて褒め上げ、東労組もストやスキャンダルをちらつかせながら恫喝するという、いびつな労使関係になってきております。そして、この東労組の革マル派が浸透しているということに危機感を感じたJRの勤労者が別の組合をつくらうとする、当然それは正常な感覚で正常な動きですが、それを会社が妨害しておるんですね。

一九九三年十二月十二日、これは、その東労組の組織運営に反発して新しい組合を、東新労組を結成しようとした。このときに、結成の前後に本部役員候補者を中心として、突然転動や出向命令を発しておるわけです。そして、結成大会はJRと関係ない公共施設で行ったにもかかわらず、勤務中の会社社員四、五十名を動員して結成大会参加者をチェックしている。そして結成大会の直前に、本部三役に予定されていた四人のうち三人を突然遠隔地へ転動または出向させたわけですね。